

外務省海外安全情報（感染症危険情報：抜粋）

スペインへの渡航を予定される皆様へ

発出日：2020年3月25日（継続）

スペイン全土	〔レベル3〕 「渡航は止めてください。」（渡航中止勧告）（継続） その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）
感染がさらに拡大する可能性があるため、最新情報を入手し、感染予防に努めてください。 (https://www.anzen.mofa.go.jp/)	

1 レベル3の地域

(1) アイルランド、スウェーデン及びポルトガル（引き上げ）

(2) アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、サンマリノ、スイス、**スペイン**、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン及びルクセンブルク（継続）

欧州各国では、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、3月17日(現地時間)、欧州理事会は、欧州委員会の提案したアプローチに基づき、不可欠でないEUへの渡航の一時的制限を適用することにより、外部国境を強化することで合意し、これに基づき各国により入域制限が実施されつつあります。特にこれらの国の全土において感染者数が急速に増大するとともに、1万人当たりの感染者数も極めて高い状況となっています。

これらを含む様々な状況を総合的に勘案し、上記(1)に発出している感染症危険情報をレベル3(渡航は止めてください。(渡航中止勧告))に引き上げます。なお、上記(2)に発出している感染症危険情報3(渡航は止めてください。(渡航中止勧告))については継続します。

2 レベル2の地域

英国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ラトビア、リトアニア、ルーマニア全土（継続）

レベル3の国を除くシェンゲン協定の加盟国ではないEU加盟4か国(キプロス、クロアチア、ブルガリア及びルーマニア)、レベル3の国を除くシェンゲン協定加盟国(ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ポーランド、ラトビア及びリトアニア)及び英国全土については、感染症危険情報レベル2(不要不急の渡航は止めてください。)を継続します。

3 在留邦人及び渡航者の皆様におかれては、感染の更なる拡大や行動制限措置の強化の可能性も念頭に、現地の最新情報の収集と感染予防に万全を期してください。

【在留届及び「たびレジ」への登録のお願い】

海外渡航前には、万が一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

※外務省海外安全情報（危険情報）の詳細につきましては、

外務省海外安全ホームページ : <http://www.anzen.mofa.go.jp>
<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (携帯版) にてご確認ください

または、

外務省領事サービスセンター 電話：(外務省代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903
外務省領事局海外邦人安全課 (テロ・誘拐関連を除く) 電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2306
外務省領事局邦人テロ対策室 (テロ・誘拐関連) 電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 3047
までお問い合わせください。

弊社では海外安全情報が発出された場合、原則として〔レベル1〕「十分注意して下さい」までの地域、国についてツアーを実施しており、ツアー実施にあたりましては、現地情報を十分把握し、安全で円滑な日程となる様配慮して運行管理を行っております。